11　受験手続

⑴　受験申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。

受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障のない範囲で試験地の変更を認める。

申込受付期間は、2025（令和７）年７月28日（月）９時から８月18日（月）までとし、８月18日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは2025（令和７）年７月28日（月）から７月29日（火）までとし、郵送による申込みの受付は同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（第１次試験の試験地）	（問合せ先）		
札幌市	人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
仙台市	人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３―２―23
東京都	人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１―１
名古屋市	人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２―５―１
大阪市	人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１―１―60
広島市	人事院中国事務局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
高松市	人事院四国事務局	〒760―0019	高松市サンポート３―33
福岡市	人事院九州事務局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２―11―１
那覇市	人事院沖縄事務所	〒900―0022	那覇市樋川１―15―15

⑵　受験票の発行　受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

12　受験上の配慮　身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

13　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、人事院事務総局（〒100―8913　東京都千代田区霞が関１－２－３）、人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

令和７年度土地家屋調査士試験に関する公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第６条第１項の規定に基づき、令和７年度における土地家屋調査士試験を次のとおり行う。

令和７年７月１日　　法務大臣　鈴木　馨祐

1　受験資格

年令、性別、学歴等に関係なく、誰でも受験することができる。

2　試験期日

筆記試験　令和７年10月19日（日曜日）

口述試験　令和８年１月22日（木曜日）

3　試験の内容

不動産の表示に関する登記につき必要と認められる事項であって、次に掲げるもの

⑴　民法に関する知識

⑵　登記の申請手続（登記申請書の作成に関するものを含む。）及び審査請求の手続に関する知識

⑶　筆界（不動産登記法（平成16年法律第123号）第123条第１号に規定する筆界をいう。）に関する知識

⑷　土地及び家屋の調査及び測量に関する知識及び技能であって、次に掲げる事項

ア　土地家屋調査士法第３条第１項第１号から第６号までに規定する業務を行うのに必要な測量

イ　作図（縮図及び伸図並びにこれに伴う地図の表現の変更に関する作業を含む。）

⑸　その他土地家屋調査士法第３条第１項第１号から第６号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力

4　試験の時間割等

⑴　指定時刻

土地家屋調査士法施行規則（昭和54年法務省令第53号）第７条第１項の時刻（以下「指定時刻」という。）として、午前の部については午前９時15分、午後の部については午後０時45分を指定する。

受験者は、指定時刻までに試験場内の試験室に出頭せず、又は係員の承認を受けないで試験室から退室したときは、その試験を受けることができない。

⑵　筆記試験

ア　時間割は、次のとおりである。

	試験場指定時刻	時間	試験の内容
午前の部	午前９時15分	午前９時30分から午前11時30分までの２時間	上記３の⑷
午後の部	午後０時45分	午後１時00分から午後３時30分までの２時間30分	上記３の⑴から⑶まで及び⑸

イ　午前の部の試験（以下「測量の試験」という。）及び午後の部の試験（以下「表示に関する登記の試験」という。）とも、多肢択一式及び記述式により実施する。

なお、測量の試験及び表示に関する登記の試験とも、多肢択一式問題又は記述式問題の各成績のいずれかがそれぞれ一定の基準点に達しない場合には、それだけで不合格とする。

⑶　口述試験

筆記試験に合格した者につき、上記３の⑵及び⑸に掲げる事項について行う。

⑷　筆記試験一部免除者

①測量士若しくは測量士補又は一級建築士若しくは二級建築士となる資格を有する者、②測量の試験について筆記試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有するものとして法務大臣が認定した者（筆記試験合格者を除く。）（以下「認定者」という。）、③前々回以前の筆記試験合格者については、筆記試験のうち測量の試験を免除する。

⑸　筆記試験免除申請者

令和６年度の土地家屋調査士試験の筆記試験合格者については、今回の土地家屋調査士試験の筆記試験を免除する。

⑹　法令等の適用日

筆記試験及び口述試験の解答に当たり適用すべき法令等は、令和７年４月１日（火曜日）現在において施行されているもの（同日が施行日とされているものを含む。）とする。

5　試験場所

⑴　筆記試験

法務局（東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松）又は那覇地方法務局が指定する場所